

令和4年第1回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議案参考資料

愛知県後期高齢者医療広域連合

目 次

承認第 1 号	令和 3 年度一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分について	1
議案第 1 号	令和 3 年度一般会計補正予算（第 3 号）について	3
議案第 2 号	令和 3 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について . . .	7
議案第 3 号	後期高齢者医療特別会計財政調整基金条例の制定について	11
議案第 4 号	後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	13
議案第 5 号	個人情報保護条例の一部改正について	25
議案第 6 号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	27
議案第 7 号	職員の給与に関する条例の一部改正について	31
議案第 8 号 議案第 9 号	令和 4 年度予算の概要について	33
議案第 10 号	第 4 次広域計画の策定について	43

令和3年度一般会計補正予算（第2号）について

1 概要 (千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
1,827,982	41,239	1,869,221

2 歳入歳出補正額総括表

[歳入]

(千円)

科 目	補 正 額	節		説 明
		区 分	金 額	
(款)2 国庫支出金 (項)1 国庫補助金 (目)1 民生費補助金	41,239	1 老人福祉費補助金	41,239	調整交付金(①)
歳入補正額計	41,239			

[歳出]

(千円)

科 目	補正額	補正額の財源内訳		節		説 明
		特定財源	一般財源	区 分	金 額	
(款)2 総務費 (項)1 総務管理費 (目)1 一般管理費	41,239	国県支出金 41,239	0	12 委託料	41,239	啓発費(②)
歳出補正額計	41,239	41,239	0			

3 補正内容事項別説明

[歳入]

① 調整交付金

マイナンバーカードの取得促進に要する費用の増額分の財源として、国の調整交付金を増額補正するもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 老人福祉費補助金	404,908	41,239	446,147

[歳出]

② 啓発費

マイナンバーカードの取得促進に要する費用の不足が見込まれるため、所要額の増額補正をするもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
12 委託料	80,149	41,239	121,388

令和3年度一般会計補正予算（第3号）について

1 概要 (千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
1,869,221	△237,270	1,631,951

2 歳入歳出補正額総括表

[歳入] (千円)

科 目	補 正 額	節		説 明
		区 分	金 額	
(款)1 分担金及び補助金 (項)1 負担金 (目)1 市町村負担金	△39,996	1 事務費負担金	△39,996	市町村負担金(①)
(款)2 国庫支出金 (項)1 国庫補助金 (目)1 民生費補助金	△246,977	1 老人福祉費補助金	△246,977	調整交付金(②)
(款)5 繰越金 (項)1 繰越金 (目)1 繰越金	49,703	1 前年度繰越金	49,703	繰越金(③)
歳入補正額計	△237,270			

[歳出] (千円)

科 目	補正額	補正額の財源内訳		節		説 明
		特定財源	一般財源	区 分	金 額	
(款)2 総務費 (項)1 総務管理費 (目)1 一般管理費	△233,480	国県支出金 △233,480	0	11 役務費 12 委託料	△136,240 △97,240	啓発費(④)
(款)3 民生費 (項)1 社会福祉費 (目)1 老人福祉費	△3,790	国県支出金 △13,497	9,707	12 委託料 22 償還金、 利子及び 割引料	△13,497 9,707	資格賦課管理費(⑤) 償還金(⑥)
歳出補正額計	△237,270	△246,977	9,707			

3 補正内容事項別説明

〔歳入〕

① 市町村負担金 $\Delta 39,996$ 千円

歳入予算における前年度繰越金の増額補正に伴い、増額に係る金額から歳出予算の増額補正の財源に充てた金額を除いた金額について、事務費負担金の減額補正をするもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 事務費負担金	1,354,745	$\Delta 39,996$	1,314,749

② 調整交付金 $\Delta 246,977$ 千円

後期高齢者医療における2割負担施行に向けた周知広報及びマイナンバーカード取得促進に要する費用の財源として、国により財政措置される金額のうち、歳出予算の減額を受けて減額補正をするもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 老人福祉費補助金	446,147	$\Delta 246,977$	199,170

③ 繰越金 49,703 千円

令和3年度歳入予算における前年度繰越金の額を、令和2年度決算における歳入歳出差引額とするため、増額補正をするもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 前年度繰越金	65,170	49,703	114,873

④ 啓発費 $\Delta 233,480$ 千円

後期高齢者医療における2割負担施行に向けた周知広報に係るリーフレット等の送付及びマイナンバーカードの取得促進に要する費用のうち、不用となった金額について減額補正をするもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
11 役務費	194,520	$\Delta 136,240$	58,280
12 委託料	121,388	$\Delta 97,240$	24,148

結
個別交付金
もめたりめ

⑤ 資格賦課管理費 $\Delta 13,497$ 千円

後期高齢者医療における2割負担施行に向けた周知広報に係るコールセンターの運営に要する費用のうち、不用となった金額について減額補正をするもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
12 委託料	118,040	$\Delta 13,497$	104,543

⑥ 償還金 9,707 千円

令和元年度及び令和2年度に交付を受けた国からの調整交付金の算定方法に誤りがあったため、当該金額について返還するために、償還金として必要な額の予算措置をするもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
22 償還金、利子及び割引料	5,170	9,707	14,877

令和3年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

1 概要 (千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
926,573,710	14,350,273	940,923,983

2 歳入歳出補正額総括表

[歳入]

(千円)

科 目	補 正 額	節		説 明
		区 分	金 額	
(款)1 市町村支出金 (項)1 市町村負担金 (目)1 保険料等負担金	△61,839	1 保険料等負担金	△61,839	保険料等負担金 (①)
(款)2 国庫支出金 (項)2 国庫補助金 (目)1 調整交付金	26,526	1 調整交付金	26,526	調整交付金 (②)
(款)2 国庫支出金 (項)2 国庫補助金 (目)3 後期高齢者医療災害臨時特例補助金	37,103	1 後期高齢者医療災害臨時特例補助金	37,103	後期高齢者医療災害臨時特例補助金 (③)
(款)8 繰越金 (項)1 繰越金 (目)1 繰越金	14,348,483	1 前年度繰越金	14,348,483	前年度繰越金 (④)
歳入補正額計	14,350,273			

[歳出]

(千円)

科 目	補 正 額	補正額の財源内訳		節		説 明
		特定財源	一般財源	区 分	金 額	
(款)3 特別高額医療費共同事業 拠出金 (項)1 特別高額医療費共同事業 拠出金 (目)1 特別高額医療費共同事業 拠出金	55,139	0	55,139	18 負担金、補助金及び 交付金	55,139	特別高額医療費共同事業拠出金 (⑤)
(款)6 諸支出金 (項)1 償還金及び 還付加算金等 (目)1 保険料還 付金	15,517	国県支出金 1,790	13,727	22 償還金、利 子及び 割引料	15,517	保険料還 付金(⑥)
(款)7 予備費 (項)1 予備費 (目)1 予備費	14,279,617	0	14,279,617	29 予備費	14,279,617	予備費(⑦)
歳出補正額計	14,350,273	1,790	14,348,483			

3 補正内容事項別説明

[歳入]

① 保険料等負担金 △61,839 千円

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の特例減免の実施に伴い、令和3年度における特例減免の金額（見込）のうち、令和3年度保険料に係る特例減免額について、保険料等負担金に係る歳入を減額補正するもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 保険料等負担金	106,840,189	△61,839	106,778,350

② 調整交付金 26,526 千円

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の特例減免に要した費用に対する国の財政措置のうち、調整交付金により措置される金額を増額補正するもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 調整交付金	56,510,945	26,526	56,537,471

③ 後期高齢者医療災害臨時特例補助金 37,103 千円

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の特例減免に要した費用に対する国の財政措置のうち、後期高齢者医療災害臨時特例補助金により措置される金額を増額補正するもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療災害臨時特例補助金	565	37,103	37,668

④ 繰越金 14,348,483 千円

令和3年度歳入予算における前年度繰越金の金額を、令和2年度決算における歳入歳出差引額とするため、増額補正をするもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 前年度繰越金	36,648,348	14,348,483	50,996,831

[歳出]

⑤ 特別高額医療費共同事業拠出金 55,139 千円

国保中央会が実施している特別高額医療費共同事業（レセプト1件あたり400万円を超える高額医療費を全国の広域連合が共同で負担する仕組み）について、当該共同事業の財源として国保中央会に拠出すべき金額が当初予算より増額となる見込みのため、所要額の増額補正を行うもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
18 負担金、補助及び交付金	384,086	55,139	439,225

⑥ 保険料還付金 15,517 千円

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の特例減免の実施に伴い、令和2年度以前の保険料に係る特例減免による還付については歳出から還付する必要があるため、所要額を増額補正するもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
22 償還金、利子及び割引料	130,000	15,517	145,517

⑦ 予備費 14,279,617 千円

歳入予算における前年度繰越金の増額補正に伴い、当該金額から歳出予算の増額補正の財源に充てた金額を除いた金額を、予備費として予算計上するもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
29 予備費	1	14,279,617	14,279,618

【参考】令和3年度における新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の特例減免の実施に伴う補正予算の概要（再掲）

(千円)

区分		令和3年度 保険料	令和2年度 保険料 (令和3年度 申請分)	合計	(参考)令和2 年度保険料 (令和2年度 申請分)
特例減免額（見込）		61,839	1,790	63,629	13,727
上記減免に伴う補正予算		(歳入) 保険料等負担 金 減額 (a) △61,839	(歳出) 保険料還付金 増額 (b) 1,790		(歳出) 保険料還付金 増額 (c) 13,727
上記費用 に対する 財政措置 に係る補 正予算(歳 入)	調整交付金	(a×4/10) 24,736	(b×10/10) 1,790	26,526	—
	後期高齢者 医療 災害臨時 特例補助金	(a×6/10) 37,103	—	37,103	—
	一般財源 (繰越金)	—	—	—	13,727(※)

(※) 令和2年度保険料（令和2年度申請分）については、令和2年度に調整交付金及び後期高齢者医療災害臨時特例補助金により財源措置がされたもの。

後期高齢者医療特別会計財政調整基金条例の制定について

1 概要

後期高齢者医療に係る財政の健全な運営を図るため、基金を設置する条例を制定するもの。

2 制定内容

(1) 設置

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(2) 積立て

後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算で定める額を積み立てる。

(3) 管理

基金に属する現金の管理は預金等の確実かつ有利な方法とする。

ただし、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(4) 運用益金の処理

基金に編入する。

(5) 繰替運用

広域連合長は、^{財調}財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(6) 処分

後期高齢者医療給付等に要する費用の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

3 施行日

公布の日から施行する。

後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 概要

2年間（令和4年度及び令和5年度）の後期高齢者医療制度の財政運営期間の開始に伴って保険料率を改定する。

また、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「政令」という。）の一部改正に伴い所要の改正をするとともに、所要の規定の整備を行う。

2 改正内容

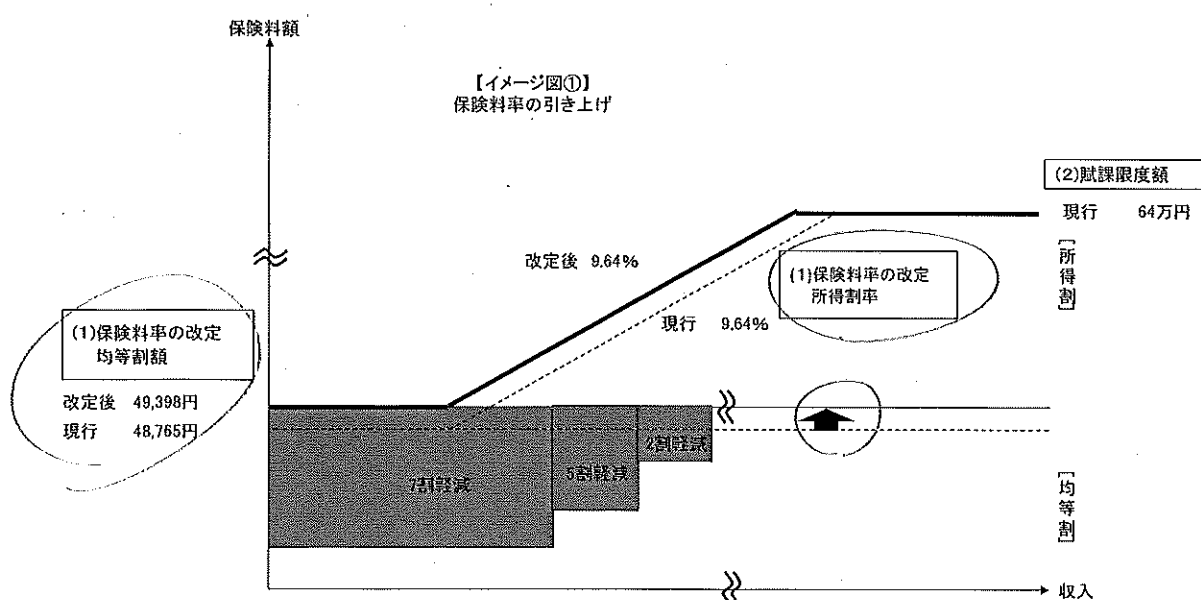
(1) 保険料率改定について(第9条、第10条)

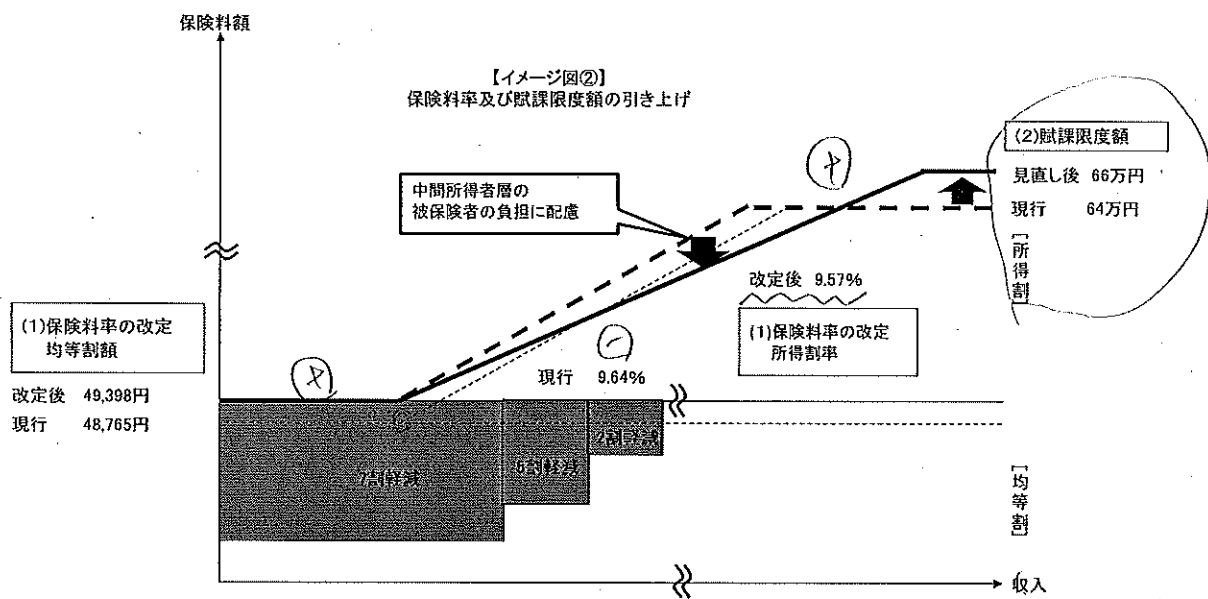
区 分	現行（令和2・3年度）	改正後（令和4・5年度）
所得割率	9.64%	9.57%
被保険者均等割額	48,765円	49,398円

(2) 保険料の賦課限度額の見直しについて(第11条(政令第18条第1項改正関係))

現 行	改正後
64万円	66万円

【改正イメージ】





(3) 所要の規定の整備

3 施行日

令和4年4月1日

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正新旧対照表

改正前	改正後
(所得割率) 第9条 <u>令和2年度及び令和3年度の所得割率は、0.0964とする。</u> (被保険者均等割額) 第10条 <u>令和2年度及び令和3年度の被保険者均等割額は、48,765円とする。</u> (保険料の賦課限度額) 第11条 第5条に規定する賦課額は、<u>64万円</u>を超えることができない。 (保険料の減免) 第19条 (略) 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする被保険者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については減免の事由が発生した日以後最初に到来する納期の末日又は当該減免の事由が発生した日から30日を経過する日のうちいずれか遅い日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については<u>特別徴収対象年金給付の減免の事由が発生した日以後最初に到来する支払期日</u>の末日又は当該減免の事由が発生した日から30日を経過する日のうちいずれか遅い日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。 (1)から(3)まで (略) 3 (略) (<u>令和2年度における保険料の賦課総額の算定の特例</u>) 第3条 <u>令和2年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第</u>	(所得割率) 第9条 <u>令和4年度及び令和5年度の所得割率は、0.0957とする。</u> (被保険者均等割額) 第10条 <u>令和4年度及び令和5年度の被保険者均等割額は、49,398円とする。</u> (保険料の賦課限度額) 第11条 第5条に規定する賦課額は、<u>66万円</u>を超えることができない。 (保険料の減免) 第19条 (略) 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする被保険者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については減免の事由が発生した日以後最初に到来する納期の末日又は当該減免の事由が発生した日から30日を経過する日のうちいずれか遅い日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については<u>減免</u>の事由が発生した日以後最初に到来する<u>特別徴収対象年金給付の支払期日</u>の末日又は当該減免の事由が発生した日から30日を経過する日のうちいずれか遅い日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。 (1)から(3)まで (略) 3 (略) <u>第3条及び第4条 削除</u>

15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは、「令和2年度においては第15条若しくは第16条又は附則第4条に規定する基準に従い」と読み替えるものとする。

(令和2年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第4条 令和2年度において第15条第1項第1号の規定が適用される被保険者(賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者を除く。)
についての第15条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「40分の31」と読み替えるものとする。

(参考1)

令和4・5年度後期高齢者医療保険料の料率改定の概要について

○ 均等割額及び所得割率並びに賦課限度額を次のとおり改定する。

区 分		令和2・3年度	令和4・5年度	増減幅
均等割額		48,765 円	49,398 円	+633 円(+1.30%)
所得割率		9.64%	9.57%	▲0.07ポイント
賦課限度額		64 万円	66 万円	+2 万円(政令で定める上限額)
参 考	均等割総額：所得割総額	45：55	46：54	均等割+1pt・所得割▲1pt
	一人当たり 軽減前	108,363 円	107,386 円	▲977 円(▲0.90%)
	年間保険料額 軽減後	92,191 円	91,117 円	▲1,074 円(▲1.16%)
	広域連合剰余金活用額	83 億円	125 億円	
	県財政安定化基金交付金	29 億円	—	

《令和4・5年度後期高齢者医療保険料率改定のポイント》

1 料率改定の基本的な考え方

〔保険料の水準〕料率改定に当たっては、後期高齢者医療制度の財政構造を踏まえ、一人当たり年間保険料額（軽減前）の増減割合を一人当たり医療給付費の増減割合及び後期高齢者負担率の増減割合と比較して、大きく乖離しない水準（自然増減程度）とすることを基本とする。

〔剰余金の活用〕剰余金は、上記〔保険料の水準〕の考え方を踏まえ、保険料の上昇を抑制する財源として活用し、保険料水準の将来にわたる安定的な推移の確保にも配慮することとする。

⇒ 一人当たり保険料の伸びを前回比2.72%（自然増減）程度とするように、剰余金を活用する。

9W率
受け合
わけ

2 今回の改定における留意事項

(1) コロナ禍の影響を踏まえた剰余金の活用

コロナ禍の影響により被保険者の所得が低下していることを考慮し、被保険者の負担軽減を図るため、一人当たり年間保険料額（軽減前）を上記水準から1,000円程度引き下げられるよう、剰余金の活用を追加する。

125億

(2) 均等割総額と所得割総額の按分率の変更

本広域連合の所得係数の変動に伴い、賦課総額における均等割額と所得割総額の按分率を変更。

所得係数＝本県被保険者平均所得額／全国被保険者平均所得額→612,169／513,424⇒1.19

均等割総額：所得割総額＝1：1.19⇒46：54（令和2・3年度改定時は1：1.21⇒45：55）

(3) 診療報酬改定の影響の反映

令和4年度診療報酬改定による後期高齢者医療費等への影響を（国の指示に基づき反映する。

（令和4年4月～9月診療分 改定率▲1.33%、令和4年10月以降診療分 ▲1.13%）

医療給付
七割減

(4) 2割負担導入の影響の反映

一定以上所得者の窓口2割負担が令和4年10月1日から導入されるに伴う医療費等への影響（医療給付費の減等）を、国の指示に基づき反映。

(参考2) 保険料率の算定の流れ

A【費用の見込】

① 医療給付費	② その他費用 (保健事業等)
---------	--------------------

B【財源の見込】

③ 国・県・市町村負担金(公費負担): 約5割 (現役並所得者分を除く)	保険料 ④ 後期高齢者負担率
③ 後期高齢者支援金(若年世代からの支援): 約4割	

【保険料率の算定】

C ⑤ 剰余金等で保険料を抑制

D ⑥ 予定収納率で割り戻す

E 保険料賦課総額を按分
被保険者均等割総額 : 所得割総額
1 : ⑦ 所得係数 (※)

(※) 所得係数

愛知広域の一人当たり所得額
全国の一人平均所得額

1.19

54.246

保険料収入必要額
(剰余金等活用前)

⑤ 剰余金等
保険料収入必要額
(剰余金等活用後)

保険料賦課総額

所得割総額

被保険者均等割総額

← ⑧ 賦課限度額

所得割率
所得割総額
⑨ 全被保険者の所得金額の合計

被保険者均等割額
被保険者均等割総額
⑩ 被保険者数

(参考3) 保険料率算定の基礎数値・算定結果

国庫の世帯
p. 2-28

【保険料率算定の基礎数値】

区 分	令和2・3年度	令和4・5年度	伸び率
被 保 険 者 数	1,976,523 人	2,117,935 人	7.15%
医 療 給 付 費 総 額 (一人当たりの額)	1 兆 7,475 億円 (884,150 円)	1 兆 8,342 億円 (866,009 円)	4.96% (▲2.05%)
そ の 他 費 用 (審査支払手数料、葬祭費、 保健事業費、財政安定化基 金拠出金、特別高額医療費 共同事業拠出金 等)	149 億円	160 億円	7.38%
後期高齢者負担率	11.41%	11.72%	2.72%
公費負担・後期高齢者支援金	1 兆 5,379 億円	1 兆 6,111 億円	4.76%
剰余金	83 億円	125 億円	50.60%
財政安定化基金交付金 19億	29 億円	0 円 (剰余金の増減)	—
予定収納率	99.58%	99.63%	0.05%
所得係数	1.21101305187	1.19232642027	▲1.54%
所得割総額：均等割総額	55：45	54：46	—
賦課限度額	64 万円	66 万円	3.13%
所得金額の合計	1 兆 2,213 億円	1 兆 2,838 億円	5.12%

【保険料率の算定結果】

区 分	令和2・3年度	令和4・5年度	伸び率
被保険者均等割額	48,765 円	49,398 円 (633)	1.30%
所得割率	9.64%	9.57%	▲0.73%

(参考4) 1人当たり保険料の試算

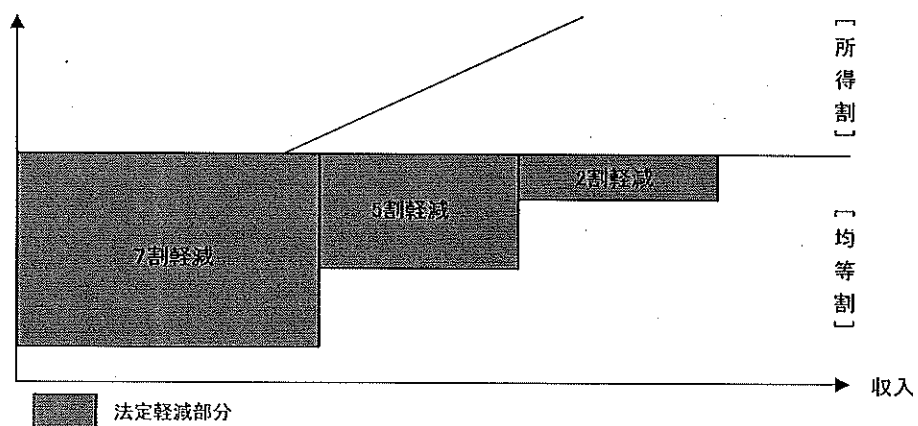
1人当たり保険料の試算(上段は予算・下段は実績)

年 度	平成30・31年度	令和2・3年度	令和4・5年度	令和2・3年度 からの伸び率
軽減前	100,550円	108,363円	107,386円	(▲977円) ▲0.90%
	(100,821円)	(107,884円)		
軽減後	82,861円	92,191円	91,117円	(▲1,074円) ▲1.16%
	(83,781円)	(91,669円)		

(参考)

保険料軽減イメージ

- ・低所得者に対する保険料軽減



- ・元被扶養者に対する保険料軽減

所得割	賦課せず
均等割	資格取得後2年間 5割軽減

(参考5) 年金所得者の保険料増減モデル

(令和3年度)

所得割率 9.64%
被保険者均等割額 48,765円

(令和4年度)

所得割率 9.57%
被保険者均等割額 49,398円

夫の年金収入 780,000円		保険料額
夫	所得割額 0円	14,600円
	被保険者均等割額 14,629円 (7割軽減)	
妻	所得割額 0円	14,600円
	被保険者均等割額 14,629円 (7割軽減)	

⇒

夫の年金収入 780,000円		保険料額
夫	所得割額 0円	14,800円
	被保険者均等割額 14,819円 (7割軽減)	200円増
妻	所得割額 0円	14,800円
	被保険者均等割額 14,819円 (7割軽減)	200円増

夫の年金収入 1,680,000円		保険料額
夫	所得割額 14,460円	29,000円
	被保険者均等割額 14,629円 (7割軽減)	
妻	所得割額 0円	14,600円
	被保険者均等割額 14,629円 (7割軽減)	

⇒

夫の年金収入 1,680,000円		保険料額
夫	所得割額 14,355円	29,100円
	被保険者均等割額 14,819円 (7割軽減)	100円増
妻	所得割額 0円	14,800円
	被保険者均等割額 14,819円 (7割軽減)	200円増

夫の年金収入 2,250,000円		保険料額
夫	所得割額 69,408円	93,700円
	被保険者均等割額 24,382円 (5割軽減)	
妻	所得割額 0円	24,300円
	被保険者均等割額 24,382円 (5割軽減)	

⇒

夫の年金収入 2,250,000円		保険料額
夫	所得割額 68,904円	93,600円
	被保険者均等割額 24,699円 (5割軽減)	100円減
妻	所得割額 0円	24,600円
	被保険者均等割額 24,699円 (5割軽減)	300円増

夫の年金収入 2,720,000円		保険料額
夫	所得割額 114,716円	153,700円
	被保険者均等割額 39,012円 (2割軽減)	
妻	所得割額 0円	39,000円
	被保険者均等割額 39,012円 (2割軽減)	

⇒

夫の年金収入 2,720,000円		保険料額
夫	所得割額 113,883円	153,400円
	被保険者均等割額 39,518円 (2割軽減)	300円減
妻	所得割額 0円	39,500円
	被保険者均等割額 39,518円 (2割軽減)	500円増

※上記の例の所得割額は(年金収入－公的年金等控除110万円－基礎控除43万円)×所得割率で算出される。

(参考6) 後期高齢者医療保険料率に関する法令

- 1 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)(抄)
- 2 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年10月19日政令第318号)(抄)
- 3 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年10月22日厚生労働省令第129号)(抄)
- 4 愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年11月20日条例第31号)(抄)

1 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)(抄)

(保険料)

- 第104条 市町村は、後期高齢者医療に要する費用(財政安定化基金拠出金及び第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。
- 2 前項の保険料は、後期高齢者医療広域連合が被保険者に対し、後期高齢者医療広域連合の全区域にわたって均一の保険料率であることその他の政令で定める基準に従い後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によつて算定された保険料額によつて課する。(以下 略)
 - 3 前項の保険料率は、療養の給付等に要する費用の額の予想額、財政安定化基金拠出金及び第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用の予想額、第116条第1項第2号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額、第125条第1項に規定する高齢者保健事業及び同条第5項に規定する事業に要する費用の予定額、被保険者の所得の分布状況及びその見通し、国庫負担並びに第100条第1項の後期高齢者交付金等の額等に照らし、おおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

2 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年10月19日政令第318号)(抄)

(保険料の算定に係る基準)

- 第18条 後期高齢者医療広域連合が被保険者(中略)に対して課する保険料の算定に係る同条(法第104条)第2項本文に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 当該保険料の賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者(以下この条において「被扶養者であった被保険者」という。)に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。
 - 二 前号の所得割額は、地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)にイに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率(以下「所得割率」という。)を乗じて得た額であること。(以下 略)
 - イ 第3項第3号に規定する所得割総額(以下 略)
 - ロ 被保険者(被扶養者であった被保険者を除く。)につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定期間(「特定期間」とは、平成20年度を初年度とする同年度以降の2年度ごとの期間)における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額の見込額
 - 三 前号の場合における地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第三百十三条第九項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定するものであること。
 - 四 第1号の被保険者均等割額は、第3項第3号に規定する被保険者均等割総額(中略)を当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額であること。
 - 五 所得割率及び前号の規定により算定された被保険者均等割額は、当該後期高齢者医療広域連合の全区域(中略)にわたって均一であること。
 - 六 第1号の賦課額は、64万円〔令和4年4月1日～「66万円」〕を超えることができないものであること。
- 2 略
 - 3 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により後期高齢者医療広域連合が被保険者に対し

て課する保険料の賦課額(次項又は第5項に規定する基準に従い第1項又は前項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の合計額の合計額(以下この項において「賦課総額」という。)についての同条第2項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 賦課総額は、特定期間における各年度のイに掲げる合計額の見込額からロに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額であること。

イ 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第70条第3項(法第74条第10項、第75条第7項及び第76条第6項において準用する場合を含む。)及び第78条第7項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用(法第70条第4項(法第74条第10項、第75条第7項、第76条第6項及び第78条第8項において準用する場合を含む。))の規定による委託に要する費用を含む。)の額、財政安定化基金拠出金及び法第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用の額、法第116条第2項第1号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)の額の合計額

ロ 法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条第1項の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入の額の合計額

二 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき保険料の額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料の額の合計額の合計額の割合として厚生労働省令で定める基準に従い算定される率であること。

三 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額に、当該特定期間における各年度の当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額の全ての後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して厚生労働省令で定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額であること。

4 略

3 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年10月22日厚生労働省令第129号)(抄)

(基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額の見込額の算定方法)

第85条 後期高齢者医療広域連合は、令第18条第1項第2号ロの特定期間における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額の見込額を算定するに当たっては、当該後期高齢者医療広域連合における過去の各年度における基礎控除後の総所得金額等の合計額等を勘案するものとする。

(予定保険料収納率の算定方法)

第89条 後期高齢者医療広域連合は、予定保険料収納率(令第18条第3項第2号に規定する予定保険料収納率をいう。以下同じ。)を算定するに当たっては、特別徴収(法第107条第1項に規定する特別徴収をいう。以下同じ。)の方法により徴収することが見込まれる保険料の収納率については、当該賦課した保険料額がすべて徴収されるものとして見込むものとし、普通徴収(同項に規定する普通徴収をいう。以下同じ。)の方法により徴収することが見込まれる保険料の収納率については、当該後期高齢者医療広域連合に加入している市町村における過去の普通徴収に係る収納率の実績等を勘案して見込むものとする。

(所得係数の見込値の算定方法)

第90条 後期高齢者医療広域連合は、令第18条第3項第3号に規定する所得係数の見込値(中略)を算定するに当たっては、当該後期高齢者医療広域連合における過去の各年度における所得係数の値等を勘案するものとする。

4 愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年11月20日条例第31号)(抄)

(保険料の賦課総額)

第13条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額(第15条又は第16条に規定する基準に従い、第5条から第11条までの規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の合計額(以下「賦課総額」という。)は、次のとおりとする。

(1) 賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第70条第3項(法第74条第10項、第75条第7項及び第76条第6項において準用する場合を含む。)及び第78条第7項に規定する審査及び支払に関する事務の執行に要する費用(法第70条第4項(法第74条第10項、第75条第7項、第76条第6項及び第78条第8項において準用する場合を含む。))に規定する委託に要する費用を含む。)の額、財政安定化基金拠出金及び法第117条第2項に規定する拠出金の納付に要する費用の額、法第116条第2項第1号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額、高齢者保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)の額の合計額

イ 法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条に規定する負担金、法第95条に規定する調整交付金、法第100条に規定する後期高齢者交付金、法第117条第1項に規定する交付金、法第102条並びに第103条に規定する補助金その他後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入の額の合計額

(2) 前号に規定する予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき保険料の額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料の額の合計額の割合として省令第89条で定める基準に従い算定される率とする。

(3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額の全ての広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して省令第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

個人情報保護条例の一部改正について

1 概要

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号。以下「デジタル社会形成関係法律整備法」という。）により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）の廃止及び統計法（平成 19 年法律第 53 号）の一部改正が行われ、本年 4 月 1 日から施行されることに伴い、愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成 19 年広域連合条例第 8 号。以下「条例」という。）について、必要な改正を行う。

2 改正内容

(1) 条例における法律の引用の整備

ア 独立行政法人の定義（第 2 条関係）

独立行政法人の定義について、条例が引用している独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律がデジタル社会形成関係法律整備法により廃止されることに伴い、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の相当規定の引用に改めるもの

イ 自己情報の開示、訂正及び利用停止に関する規定の適用除外とする範囲（第 44 条関係）

自己情報の開示、訂正及び利用停止に関する規定の適用除外とする範囲について、条例が引用している行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律がデジタル社会形成関係法律整備法により廃止されることに伴い、個人情報の保護に関する法律の相当規定の引用に改めるもの

(2) 条項の表記の整理（第 46 条関係）

デジタル社会形成関係法律整備法により統計法の条項が改正されることに伴う条項の表記の整理

3 施行日

令和 4 年 4 月 1 日

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)から(6)まで (略) (7) 事業者 法人(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。))その他の団体(以下「法人等」という。))及び事業を営む個人をいう。 (8) (略) (適用除外) 第44条 この章の規定は、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第4章の規定が適用されない保有個人情報については、適用しない。 (適用除外) 第46条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。 (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る同条第11項に規定する調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報 (2) (略)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)から(6)まで (略) (7) 事業者 法人(国、独立行政法人等(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。))その他の団体(以下「法人等」という。))及び事業を営む個人をいう。 (8) (略) (適用除外) 第44条 この章の規定は、法律の規定により個人情報の保護に関する法律第5章第4節第1款から第4款まで の規定が適用されない保有個人情報については、適用しない。 (適用除外) 第46条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。 (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る同条第11項に規定する調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条 に規定する個人情報 (2) (略)

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1 概要

令和 3 年 8 月 10 日の人事院の報告及び意見の申出において示された国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」のうち、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等に係る事項が令和 4 年 4 月 1 日施行予定とされていることから、国家公務員における措置との権衡を踏まえることを求める地方公務員法の趣旨に従い、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成 19 年広域連合条例第 18 号）について、必要な改正を行う。

2 改正内容

(1) 非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和（第 2 条及び第 17 条関係）

育児休業（第 2 条）及び部分休業（第 17 条）の取得要件のうち「引き続き在職した期間が 1 年以上」との要件を廃止するもの

(2) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等の規定の新設

- ・妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認（第 21 条）
- ・勤務環境の整備（研修実施、相談体制整備等）（第 22 条）

3 施行日

令和 4 年 4 月 1 日

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)及び(2) (略) (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 <u>(7) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)</u>に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員 <u>(4) (略)</u> <u>(5) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職</u> <u>に引き続き</u> 採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの イ及びウ (略) (部分休業をすることができない職員) 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 次のいずれにも該当する 非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)及び(2) (略) (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 <u>(7) (略)</u> <u>(4) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に任命権者を同じくする職</u> <u>(以下「特定職」という。)</u>に引き続き 採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの イ及びウ (略) (部分休業をすることができない職員) 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して広域連合長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を</u>

占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して広域連合長が規則で定める非常勤職員

（委任）

第21条 （略）

占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

（委任）

第23条 （略）

職員の給与に関する条例の一部改正について

1 概要

令和 3 年 8 月 10 日に行われた人事院勧告を踏まえ、令和 4 年度以降における会計年度任用職員に支給する期末手当の基準となる常勤職員の期末手当の率を改める必要があるため、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成 19 年広域連合条例第 21 号）について、必要な改正を行う。

2 改正内容

職員の期末手当の率について改める。

- | | | |
|-------|----------------|--------------|
| 【現行】 | ・ 常勤の職員の期末手当の率 | 100 分の 127.5 |
| | ・ 再任用職員の期末手当の率 | 100 分の 72.5 |
| 【改正後】 | ・ 常勤の職員の期末手当の率 | 100 分の 120 |
| | ・ 再任用職員の期末手当の率 | 100 分の 67.5 |

3 施行日

令和 4 年 4 月 1 日

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

改正前	改正後
(期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準 日以前6か月以内の期間におけるその 者の在職期間の次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める割合を乗じ て得た額とする。 (1)から(4)まで (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適 用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」 とあるのは、「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 4 から6まで (略)	(期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準 日以前6か月以内の期間におけるその 者の在職期間の次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める割合を乗じ て得た額とする。 (1)から(4)まで (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適 用については、同項中「 <u>100分の120</u> 」 とあるのは、「 <u>100分の67.5</u> 」とする。 4 から6まで (略)

令和4年度予算の概要について

1 予算編成方針

当広域連合は独自の財源を持たず、保険料を含む構成市町村からの負担金、国や県からの支出金及び現役世代からの支援金である支払基金交付金などを財源として事業を行うものであり、常に計画的かつ効率的な財政運営を行っていく必要があります。

こうしたことから、後期高齢者医療制度における国の動向などを注視しながら、県や市町村との緊密な連携を図り、歳入については、国県支出金、市町村負担金、支払基金交付金等についての的確に見込むこと、歳出については、事業効果を的確に把握し、「最少の経費で最大の効果」を挙げることなどに留意して予算編成に当たっております。

2 会計別予算額

令和4年度当初予算（案）としては、一般会計は、市町村からの負担金や国の補助金等を歳入とし、職員人件費を始めとする事務局運営経費及び給付管理業務を始め後期高齢者医療制度の実施に要する事務的経費等を歳出として計上しております。

また、後期高齢者医療特別会計は、市町村が被保険者から徴収する保険料を含む市町村負担金、国の負担金・補助金、県の負担金、現役世代からの支援分である支払基金交付金等を歳入とし、保険給付費、保健事業費等を歳出として計上しております。

予算規模は、一般会計が2,393,645千円で前年度当初予算1,541,517千円に対して852,128千円の増加、前年度比では155.28%となり、一人当たり医療給付費が866,634円と前年度比97.40%となる見込みですが、各月末平均被保険者数が1,035,658人と前年度比103.86%となる見込みであることなどから、後期高齢者医療特別会計は915,326,479千円で前年度当初予算894,781,614千円に対して20,544,865千円の増加、前年度比102.30%となります。

会 計 名	令和4年度当初（案）	令和3年度当初	前年度比
	千円	千円	（十） %
一 般 会 計	2,393,645	1,541,517	155.28
後期高齢者医療特別会計	915,326,479	894,781,614	102.30
合 計	917,720,124	896,323,131	102.39

（参考）当初予算における一人当たり医療給付費及び平均被保険者数

	令和4年度当初（案）	令和3年度当初	前年度比
一人当たり医療給付費（見込）	866,634円	889,780円	97.40%
平均被保険者数（4月～3月）	1,035,658人	997,204人	103.86%

(1) 一般会計

歳入の主なものは、市町村の事務費負担金である分担金及び負担金 1,412,484 千円、調整交付金等の国庫支出金 904,449 千円です。

また、歳出の主なものは、一般管理事務費、電算システム維持管理費等の総務費 1,201,039 千円、給付管理費等の民生費 1,187,404 千円です。

○歳入

款	令和4年度当初(案)		令和3年度当初		比 較	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
	千円	%	千円	%	千円	%	
1 分担金及び負担金	1,412,484	59.01	1,354,745	87.88	57,739	104.26	市町村負担金
2 国庫支出金	904,449	37.79	123,613	8.02	780,836	731.68	制度事業費補助金 調整交付金
3 寄附金	1	0.00	1	0.00	0	100	
4 繰入金	1	0.00	1	0.00	0	100	
5 繰越金	70,000	2.92	60,000	3.89	10,000	116.67	
6 諸収入	6,710	0.28	3,157	0.21	3,553	212.54	
合 計	2,393,645	100	1,541,517	100	852,128	155.28	

1 分担金及び負担金

予算額は 1,412,484 千円で、広域連合構成市町村からの事務費負担金です。
前年度と比較し 57,739 千円の増となっております。

2 国庫支出金

予算額は 904,449 千円で、内訳は後期高齢者医療制度事業費補助金及び調整交付金です。前年度と比較し 780,836 千円の増となっています。増額の理由は、2 割負担の施行に伴う調整交付金の増によるものです。

3 寄附金

予算額は前年度と同額の 1 千円となっております。

4 繰入金

予算額は前年度と同額の 1 千円となっております。

5 繰越金

予算額は 70,000 千円で、前年度と比較し 10,000 千円の増となっております。

6 諸収入

予算額は 6,710 千円で、預金利子等です。前年度と比較し、3,553 千円の増となっております。増額の理由は、学術研究機関へのレセプト等データ提供に係る手数料の増によるものです。

○歳出

款	令和4年度当初(案)		令和3年度当初		比 較	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
	千円	%	千円	%	千円	%	
1議会費	4,201	0.17	4,098	0.27	103	102.51	
2総務費	1,201,039	50.18	685,956	44.50	515,083	175.09	一般管理事務費・電算システム維持管理費
3民生費	1,187,404	49.61	850,462	55.17	336,942	139.62	資格賦課管理費・給付管理費
4公債費	1	0.00	1	0.00	0	100	
5予備費	1,000	0.04	1,000	0.06	0	100	
合 計	2,393,645	100	1,541,517	100	852,128	155.28	

1 議会費

予算額は 4,201 千円で、主なものは、議員報酬、議会会場の借上料です。前年度と比較し 103 千円の増となっております。

2 総務費

予算額は 1,201,039 千円で、主なものは、一般管理事務費中の派遣職員人件費負担金及び特別対策補助金並びに電算システム維持管理費中の電算システム運用保守委託料です。前年度と比較し 515,083 千円の増となっており、増額の理由は、特別対策補助金の増額（2割負担の施行に伴う被保険者証交付の郵送料等の市町村への補助）等によるものです。

3 民生費

予算額は 1,187,404 千円で、主なものは、資格賦課管理費中の被保険者証等作成するための業務委託料、給付管理費中の給付管理事務委託料及び支給決定通知等を送付するための通信運搬費です。前年度と比較し 336,942 千円の増となっております。増額の理由は、2割負担の施行に伴う被保険者証の一斉更新業務委託料及び口座事前登録等申請勧奨業務委託料等によるものです。

4 公債費

予算額は前年度と同額の1千円となっております。

5 予備費

予算額は前年度と同額の1,000千円となっております。

(2) 後期高齢者医療特別会計

歳入の主なものは、現役世代からの支援分である支払基金交付金 373,133,698 千円、国庫支出金 271,042,958 千円です。

また、歳出の主なものは、保険給付費 901,977,235 千円です。

○歳入

款	令和4年度当初(案)		令和3年度当初		比 較	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
	千円	%	千円	%	千円	%	
1 市町村支出金	180,901,033	19.76	175,505,401	19.61	5,395,632	103.07	保険料等負担金・療養給付費負担金
2 国庫支出金	271,042,958	29.61	267,133,214	29.85	3,909,744	101.46	療養給付費負担金・調整交付金
3 県支出金	74,150,373	8.10	74,044,402	8.28	105,971	100.14	療養給付費負担金
4 支払基金交付金	373,133,698	40.77	371,272,525	41.50	1,861,173	100.50	後期高齢者交付金
5 特別高齢医療費負担金	475,378	0.05	268,995	0.03	206,383	176.72	
6 寄附金	1	0.00	1	0.00	0	100	
7 繰入金	1,664	0.00	1,757	0.00	△93	94.71	一般会計繰入金
8 繰越金	14,300,000	1.56	5,099,800	0.57	9,200,200	280.40	
9 県財政安定化基金借入金	1	0.00	1	0.00	0	100	
10 諸収入	1,321,373	0.15	1,455,518	0.16	△134,145	90.78	第三者納付金
歳入合計	915,326,479	100	894,781,614	100	20,544,865	102.30	

1 市町村支出金

予算額は180,901,033千円で、市町村が被保険者から徴収する保険料及び療養給付費等の法定負担金です。前年度と比較し5,395,632千円の増となっております。

2 国庫支出金

予算額は271,042,958千円で、主なものは、療養給付費等の法定負担金及び調整交付金です。前年度と比較し3,909,744千円の増となっております。

3 県支出金

予算額は 74,150,373 千円で、療養給付費等の法定負担金及び県財政安定化基金交付金です。前年度と比較し 105,971 千円の増となっております。

4 支払基金交付金

予算額は 373,133,698 千円で、現役世代からの支援分である後期高齢者交付金です。前年度と比較し 1,861,173 千円の増となっております。

5 特別高額医療費共同事業交付金

予算額は 475,378 千円で、レセプト 1 件当たり 400 万円を超える医療費について国保中央会から交付される交付金です。前年度と比較し 206,383 千円の増となっております。

6 寄附金

予算額は 1 千円としており、前年度と同額となっております。

7 繰入金

予算額は 1,664 千円で、還付加算金等を一般会計から繰り入れるものです。前年度と比較し 93 千円の減となっております。

8 繰越金

予算額は 14,300,000 千円で、令和 3 年度決算剰余金見込を計上するものです。前年度と比較し 9,200,200 千円の増となっております。

9 県財政安定化基金借入金

予算額は 1 千円としており、前年度と同額となっております。

10 諸収入

予算額は 1,321,373 千円で、主なものは、傷病の理由が交通事故等第三者行為による第三者からの納付金です。前年度と比較し 134,145 千円の減となっております。

○歳出

款	令和4年度当初(案)		令和3年度当初		比 較	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
	千円	%	千円	%	千円	%	
1 保険給付費	901,977,235	98.54	889,659,683	99.43	12,317,552	101.38	療養給付費・高額療養費
2 県財政安定化基金拠出金	19,836	0.00	331,545	0.04	△311,709	5.98	
3 特別高額医療費共同事業拠出金	476,820	0.05	384,543	0.04	92,277	124.00	
4 保健事業費	4,495,856	0.49	4,250,583	0.48	245,273	105.77	健康診査費 保健介護一体事業費
5 基金積立金	1,800,000	0.20	0	0	1,800,000	—	
6 公債費	24,615	0.00	23,957	0.00	658	102.75	一時借入金利息
7 諸支出金	141,202	0.02	131,302	0.01	9,900	107.54	保険料還付金
8 予備費	6,390,915	0.70	1	0.00	6,390,914	639,091,500	
歳出合計	915,326,479	100	894,781,614	100	20,544,865	102.30	

1 保険給付費

予算額は901,977,235千円で、主なものは、療養給付費、高額療養費です。前年度と比較し12,317,552千円の増となっております。増額の主な理由は、被保険者数の増加によるためです。

(内訳)

区 分	令和4年度当初(案)	令和3年度当初	前年度比
	千円	千円	%
療養給付費	833,587,828	828,734,023	100.59
訪問看護療養費	18,018,935	16,040,728	112.33
特別療養費	1	1	100
移送費	200	100	200
高額療養費	44,579,350	39,158,478	113.84
高額介護合算療養費	1,349,750	1,303,060	103.58
審査支払手数料	1,580,634	1,606,869	98.37
葬祭費	2,858,400	2,812,200	101.64
傷病手当金	2,137	4,224	50.59
合 計	901,977,235	889,659,683	101.38

2 県財政安定化基金拠出金

予算額は19,836千円で、県が設置する財政安定化基金へ拠出するものです。前年度と比較し311,709千円の減となっております。

3 特別高額医療費共同事業拠出金

予算額は 476,820 千円で、レセプト 1 件当たり 400 万円を超える医療費については、国保中央会が実施する特別高額医療費共同事業の対象となっており、この事業に必要な額を拠出するものです。前年度と比較し 92,277 千円の増となっております。

4 保健事業費

予算額は 4,495,856 千円で、健康診査事業及び高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を市町村に委託するものです。前年度と比較し 245,273 千円の増となっております。

5 基金積立金

予算額は 1,800,000 千円で、後期高齢者医療特別会計財政調整基金へ積み立てるものです。

6 公債費

予算額は 24,615 千円で、一時借入金に対する利子です。前年度と比較し 658 千円の増となっております。

7 諸支出金

予算額は 141,202 千円で、主なものは、保険料還付金及び還付加算金です。前年度と比較し 9,900 千円の増となっております。

8 予備費

予算額は 6,390,915 千円としており、前年度と比較し 6,390,914 千円の増となっております。これは、広域連合においては、2 年間の財政運営期間を通じて収支の均衡を図ることとされていることから、財政運営期間の 2 年目である令和 3 年度予算では予備費は見込まない（名目的な計上のみとする）一方で、財政運営期間の 1 年目である令和 4 年度予算においては、令和 3 年度剰余金を前年度繰越金として歳入に計上した上で、令和 4・5 年度保険料率改定の財源として活用する額のうち令和 5 年度分を予備費として計上していることによるものです。

【参考】令和4年度当初予算における主な事業

1 2割負担の導入に伴う事業 812,764千円〈新規・増額分〉

令和4年10月1日から2割負担が導入されることに伴う事業は、次のとおり。

- (1) 被保険者証の作成及び交付（2回目） 502,356千円（財源：国調整交付金）
被保険者証について、通常の年次更新（7月）に加え、全ての被保険者に2回目の交付（9月）を行う。

被保険者証（2回目）交付件数 約106万件

- ・被保険者証等作成業務委託料のうち 61,804千円〈増額分〉
- ・特別対策補助金のうち 440,552千円〈増額分〉

被保険者証の2回目の交付を行うために市町村が要する費用（郵送費等）を対象として広域連合が補助金を交付する（補助率：10/10）

- (2) 配慮措置に係る口座事前登録勸奨 223,669千円（財源：国調整交付金）
2割負担の対象となる被保険者のうち、高額療養費の支給口座が登録されていない者に、口座登録の勸奨等を行う。

対象者数 約12万人

- ・配慮措置に係る口座事前登録等業務委託 199,870千円〈新規〉
- ・口座事前登録に係る郵送料（申請書送付・返信） 23,799千円〈新規〉

- (3) コールセンター運營業務 25,735千円（財源：国調整交付金）

通常の問い合わせ（被保険者証の年次更新、保険料）への対応に加え、2割負担に関連する問い合わせ（負担割合、被保険者証の2回目の交付、配慮措置に係る口座事前登録勸奨等）への対応を行うコールセンターの運営を委託する。

- ・コールセンター運營業務委託料のうち 25,735千円〈増額分〉

- (4) 電算システムの改修 37,926千円（財源：市町村負担金）

2割負担の施行に伴い、広域連合独自システムの改修を行う。

- ・電算システム改修委託のうち 37,926千円〈増額分〉

- (5) その他（高額療養費支給決定対象者の増加に伴う費用）

23,078千円（財源：市町村負担金（一部国調整交付金））

- ・支給決定通知書作成委託料の増加分 2,587千円〈増額分〉
- ・支給決定通知書等の郵送料の増加分 20,491千円〈増額分〉

2 後期高齢者医療特別会計財政調整基金の設置 1,800,000千円〈新規〉

後期高齢者医療に係る財政の健全な運営を図るため、後期高齢者医療特別会計財政調整基金を新たに設置する。

3 健康診査事業 3,808,136 千円（令和3年度 3,657,983 千円）

被保険者の疾病予防・重症化予防及び心身機能の低下の防止のため、被保険者の健康診査を市町村に委託して実施する。（国庫補助率1／3）

令和4年度 54 市町村（令和3年度 54 市町村）

4 歯科健康診査事業 18,954 千円（令和3年度 16,389 千円）

被保険者の口腔機能低下の予防を図り、肺炎等の疾病予防に繋げるため、市町村が行う歯科健康診査事業に補助金を交付する。（国庫補助率1／3）

令和4年度 39 市町村（令和3年度 38 市町村）

5 高齢者の保健事業と介護予防との一体的な実施

687,720 千円（令和3年度 592,600 千円）

広域連合の実施する保健事業を市町村の実施する国民健康保険保健事業や介護保険制度の地域支援事業（介護予防）の取組と一体的に実施する（医療専門職の配置等、一体的に実施するための体制が整った市町村に委託する。）。（国調整交付金2／3）

令和4年度 33 市町村（令和3年度 27 市町村）

第 4 次広域計画の策定について

1 概要

広域計画は、広域連合及び構成市町村が相互に連携して事務を安定的かつ円滑に処理するために定める広域にわたる総合的な計画であり、地方自治法において、広域連合が広域連合議会の議決を経て広域計画を作成し、広域連合及び構成市町村は広域計画に基づいて事務を処理するようにしなければならないとされているところ、第 3 次広域計画の計画期間が令和 3 年度をもって満了することに伴い、第 4 次広域計画を策定する。

2 制定内容

(1) 広域計画の趣旨

(2) 広域計画の項目

(3) 現状と課題

ア 現状

(ア) 被保険者数、医療費及び保険料率

(イ) 法律の制定改廃を始めとした国の動向

イ 課題

(ア) 被保険者資格の適正な管理、適切な保険料の設定・賦課徴収、適切な医療給付、高齢者保健事業及び医療費適正化に向けた取組の効果的な実施

(イ) 国の動向の注視及び実効性のある広報広聴活動

(ウ) 個人情報の適正な管理

(4) 基本方針

ア 資格の適正な管理

イ 適切な保険料の設定・賦課徴収

ウ 適切な医療給付の実施

エ 高齢者保健事業の推進

オ 医療費の適正化

カ 広報広聴活動の充実

キ 個人情報の適正な管理及び利用

(5) 広域連合及び構成市町村が行う事務

前記(4)に掲げる項目ごとに広域連合及び構成市町村が行う事務を定める。

(6) 第4次広域計画の期間及び改定

計画期間は、令和4年度から令和8年度まで（5年間）

(参考資料)

広域計画比較表

第3次広域計画	第4次広域計画
<u>第3次愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画</u>	<u>第4次愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画</u>
第1 広域計画の趣旨 愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7に基づき、後期高齢者医療制度を総合的かつ計画的に運営するため、愛知県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）と広域連合を組織する愛知県内のすべての市町村（以下「構成市町村」という。）が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事務について、それぞれの役割_____を定めるものである。 <u>第3次広域計画は、第1次及び第2次の広域計画の実施結果を踏まえ、広域連合と構成市町村が引き続き連携して後期高齢者医療制度を安定的かつ円滑に実施するために、新たに事務運営の基本方針を加えて策定するものである。</u>	第1 広域計画の趣旨 愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7に基づき、後期高齢者医療制度を総合的かつ計画的に運営するため、愛知県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）と広域連合を組織する愛知県内のすべての市町村（以下「構成市町村」という。）が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事務について、それぞれの役割及び事務運営の基本方針を定めるものである。 _____ _____ _____ _____ _____。
第2 広域計画の項目 広域計画は、愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）第5条（広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について記載する。 1 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び構成市町村が行う事務に関すること。 2 広域計画の期間及び改定に関すること。	第2 広域計画の項目 同左

第3 現状と課題

愛知県の後期高齢者医療の被保険者数は、後期高齢者医療制度の発足当初の平成20年4月末は61万4,014人であったが、平成28年3月末では84万979人（平成28年12月末で86万8,125人）と年々増え続けている

医療費については、平成20年度は4,880億7,985万7,705円（被保険者一人当たり78万2,402円）であったが、平成27年度は7,887億6,412万4,056円

（被保険者一人当たり96万9円）と増加している

保険料率は、平成20年度及び平成21年度は所得割率7.43%及び均等割額4万175円であったが、平成28年度及び平成29年度は所得割率9.54%及び均等割額4万6,984円となっている。

一方、国においては、後期高齢者医療制度を含む社会保障分野について、平成25年度に持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号）が成立し、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を目指した国の社会保障制度改革が進められている

この他、平成27年度には社会保障・税番号制度の導入により個人番号の利用が開始され、令和元年度の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の改正により、同法において高齢者の保健事業と介護予防の取組み

第3 現状と課題

愛知県の後期高齢者医療の被保険者数は、後期高齢者医療制度の発足当初の平成20年4月末は61万4,014人であったが、令和3年3月末では98万2,594人（令和3年12月末で99万7,865人）と年々増え続けており、令和4年度以降は、団塊の世代が後期高齢者となり始めるため、被保険者の大幅な増加が見込まれる。

医療費については、平成20年度は4,880億7,985万7,705円（被保険者一人当たり78万2,402円）であったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け前年度と比較し減少したものの9,002億5,591万915円（被保険者一人当たり91万9,273円）となっており、令和4年度以降は、団塊の世代の加入や医療の高度化による高額薬剤の導入などにより引き続き増加が見込まれる。

保険料率は、平成20年度及び平成21年度は所得割率7.43%及び均等割額4万175円であったが、令和2年度及び令和3年度は所得割率9.64%及び均等割額4万8,765円となっている。

一方、国においては、後期高齢者医療制度を含む社会保障分野について、平成25年度に持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号）が成立し、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を目指した国の社会保障制度改革が進められ、令和4年度には窓口負担割合に2割の区分が導入される。

このほか、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組の制度が令和2年度から施行され、平成27年度から開始された個人番号（マイナンバー）制度については、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格

との一体化を図る規定が定められた。

このように被保険者数、医療費及び保険料率が増加している状況においては、被保険者資格の適正な管理、適切な保険料の設定・賦課徴収及び適切な医療給付の実施に引き続き努めつつ、医療費の増加抑制のため、保健事業及び医療費適正化等推進事業を効果的に実施することにより、後期高齢者医療制度の安定的な運営を図ることが求められる。

また、社会保障制度その他の関係制度の動向について、引き続き注視し、実効性のある広報広聴活動に努めるなど、適切に対応していく必要がある。

さらに、個人情報の取扱いについても、より厳格な管理が求められる。

第4 基本方針

広域連合及び構成市町村は、相互に連携して、より一層の事務の適正かつ円滑な執行及び健全な財政運営を目指し、次に掲げる方針に従って後期高齢者医療制度の運営を行う。

1 資格の適正な管理

被保険者の資格について、異動状況を確実に把握し、被保険者証の交付等を行う。

2 適切な保険料の設定・賦課徴収

適切な保険料率を設定し、計画的な賦課徴収により保険料の確保に努める。

3 適切な医療給付の実施

被保険者が適切な医療給付を受けられるよう、正確かつ迅速な審査等に努める。

4 保健事業の推進

被保険者の健康の保持増進のため、保健事業

確認の仕組みが令和3年10月から本格運用されている。

このように被保険者数、医療費及び保険料率が増加している状況においては、被保険者資格の適正な管理、適切な保険料の設定・賦課徴収及び適切な医療給付の実施に引き続き努めつつ、被保険者の健康の保持増進及び医療費の増加抑制のため、高齢者保健事業及び医療費適正化に向けた取組を効果的に実施することにより、後期高齢者医療制度の安定的な運営を図ることが求められる。

また、社会保障制度その他の関係制度の動向について、引き続き注視し、実効性のある広報広聴活動に努めるなど、適切に対応していく必要がある。

さらに、個人情報の取扱いについても、適正な管理が求められる。

第4 基本方針

広域連合及び構成市町村は、相互に連携して、より一層の事務の適正かつ円滑な執行及び健全な財政運営を目指し、次に掲げる方針に従って後期高齢者医療制度の運営を行う。

1 資格の適正な管理

被保険者の資格について、異動状況を確実に把握し、被保険者証の交付等を行う。

2 適切な保険料の設定・賦課徴収

適切な保険料率を設定し、計画的な賦課徴収により保険料の確保に努める。

3 適切な医療給付の実施

被保険者が適切な医療給付を受けられるよう、正確かつ迅速な審査等に努める。

4 高齢者保健事業の推進

被保険者の健康の保持増進のため、保健事業

被保険者や地域の特性を踏まえた効果的な保健事業の推進に努める。

広域連合は、高齢者の保健事業

と介護予防の一体的な実施を効果的かつ効率的に進めるため、構成市町村と十分に協議及び連携をしたうえで、高齢者の保健事業の一部を構成市町村に委託することができる。

市町村においては、高齢者の保健事業の委託を受けた場合において、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の事業内容を含む基本的な方針を定め、広域連合との委託契約及び基本的な方針に基づき事業を実施する。

5 医療費の適正化

将来にわたり安心して医療給付を受けられる医療保険制度の堅持と被保険者の適正受診の推進を図るため、医療費適正化等推進事業の実施に努める。

6 広報広聴活動の充実

被保険者等の意見を的確に把握し、被保険者等の後期高齢者医療制度への理解及び必要な情報の収集に資するよう、実効性のある広報広聴活動に努める。

7 個人情報の適正な管理及び利用

個人情報の保護に関する法令を遵守し、個人情報の厳格な管理及び適正な利用を行う。

第5 広域連合及び構成市町村が行う事務

広域連合及び構成市町村は、後期高齢者医療制度の実施に当たり、別表に掲げる事務を連携

業計画（データヘルス計画）に基づき、健康診査事業を始めとした被保険者や地域の特性を踏まえた効果的な高齢者保健事業の推進に努める。

広域連合は、高齢者保健事業の一部を構成市町村に委託し、きめ細やかな取組が実施されるよう構成市町村と十分に協議及び連携をしたうえで、高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施の効果的かつ効率的な推進を図る

市町村においては、高齢者保健事業の委託を受けた場合において、高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施の事業内容を含む基本的な方針を定め、広域連合との委託契約及び基本的な方針に基づき事業を実施する。

5 医療費の適正化

将来にわたり安心して医療給付を受けられる医療保険制度の堅持と被保険者の適正受診の推進を図るため、医療費適正化に向けた取組の実施に努める。

6 広報広聴活動の充実

被保険者等の意見を的確に把握し、被保険者等の後期高齢者医療制度への理解及び必要な情報の収集に資するよう、実効性のある広報広聴活動に努める。

7 個人情報の適正な管理及び利用

個人情報の保護に関する法令を遵守し、個人情報の適正な管理及び利用を行う。

第5 広域連合及び構成市町村が行う事務

同左

して行う。

第6 広域計画 _____ の期間及び改定

広域計画 _____ の期間は、平成29年度から令和3年度までの5年間とする。

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとする。

別表（第5 関係）

区 分	広域連合が行う事務	構成市町村が行う事務
1 資格の管理に関する事務	資格の取得・喪失の確認並びに障害認定等を行い、被保険者証等の交付決定をするとともに、交付状況进行管理する。 被保険者の資格情報を管理する。	資格に関する申請及び届出等の受付を行い、広域連合へ送付する。 被保険者証等の引渡し及び返還の受付等を行う。
2 保険料の確保に関する事務	所得情報や医療給付の状況等に基づき保険料率の決定を行い、保険料の賦課、減免等を行う。	保険料の賦課決定に要する所得情報を広域連合に提供する。 保険料に関する申請の受付等を行い、広域連合へ送付する。 保険料の徴収及び滞納整理を行い、広域連合へ納付する。

第6 第4次広域計画の期間及び改定

第4次広域計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とする。

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとする。

別表（第5 関係）

区 分	広域連合が行う事務	構成市町村が行う事務
1 資格の管理に関する事務	資格の取得・喪失の確認並びに障害認定等を行い、被保険者証等の交付決定をするとともに、交付状況进行管理する。 被保険者の資格情報を管理する。	資格に関する申請及び届出等の受付を行い、広域連合へ送付する。 被保険者証等の引渡し及び返還の受付等を行う。
2 保険料の確保に関する事務	所得情報や医療給付の状況等に基づき保険料率の決定を行い、保険料の賦課、減免等を行う。	保険料の賦課決定に要する所得情報を広域連合に提供する。 保険料に関する申請の受付等を行い、広域連合へ送付する。 保険料の徴収及び滞納整理を行い、広域連合へ納付する。

3医療給付に関する事務	療養の給付、高額療養費、葬祭費等の医療給付の審査・支給を行い、支給実績の管理等を行う。	医療給付に係る申請及び届出の受付等を行い、広域連合へ送付する。
4保健事業に関する事務	<u>健康診査事業等の必要な事業を行う。</u>	
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事務	高齢者の保健事業の一部を構成市町村に委託する。 構成市町村への現状分析、情報共有等の支援及び関係機関との調整を行う。	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を行う。
5医療費の適正化に関する事務	<u>後発医薬品の利用促進、重複・頻回受診者への訪問指導事業等の必要な事業を行う。</u>	
6広報広聴活動に関する事務	<u>後期高齢者医療制度に関するパンフレットの作成・配布等の必要な活動を行う。</u>	
3医療給付に関する事務	療養の給付、高額療養費、葬祭費等の医療給付の審査・支給を行い、支給実績の管理等を行う。	医療給付に係る申請及び届出の受付等を行い、広域連合へ送付する。
4高齢者保健事業に関する事務	データヘルス計画の策定及びそれに基づく取組を実施する（市町村への委託を含む。）。 高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施について、構成市町村における体制整備及び取組の推進等に係る後方支援を行う。	健康診査事業等の必要な事業を実施する（広域連合からの委託を含む。）とともに、地域の健康課題に応じた高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施を行う。
5医療費の適正化に関する事務	後発医薬品の利用促進、重複・頻回受診者への訪問指導事業等の必要な事業を構成市町村及び関係団体等と連携を図りながら行う。	後発医薬品の利用促進、重複・頻回受診者への訪問指導事業等の必要な事業を広域連合及び関係団体等と連携を図りながら行う。
6広報広聴活動に関する事務	ホームページによる情報の発信、パンフレットの作成・配布、	広報誌・ホームページを利用した後期高齢者医療制度に関す

			<u>意見を聞く場の 開催等の必要な 活動を行う。</u>	<u>る情報の発信等 の必要な活動を 行う。</u>
7 個人情報 の管理及 び利用に 関する事 務	情報セキュリティ対策等の必要 な措置を講じ、個人情報の管理及 び利用を行う。	7 個人情報 の管理及 び利用に 関する事 務	情報セキュリティ対策等の必要 な措置を講じ、個人情報の管理及 び利用を行う。	

